

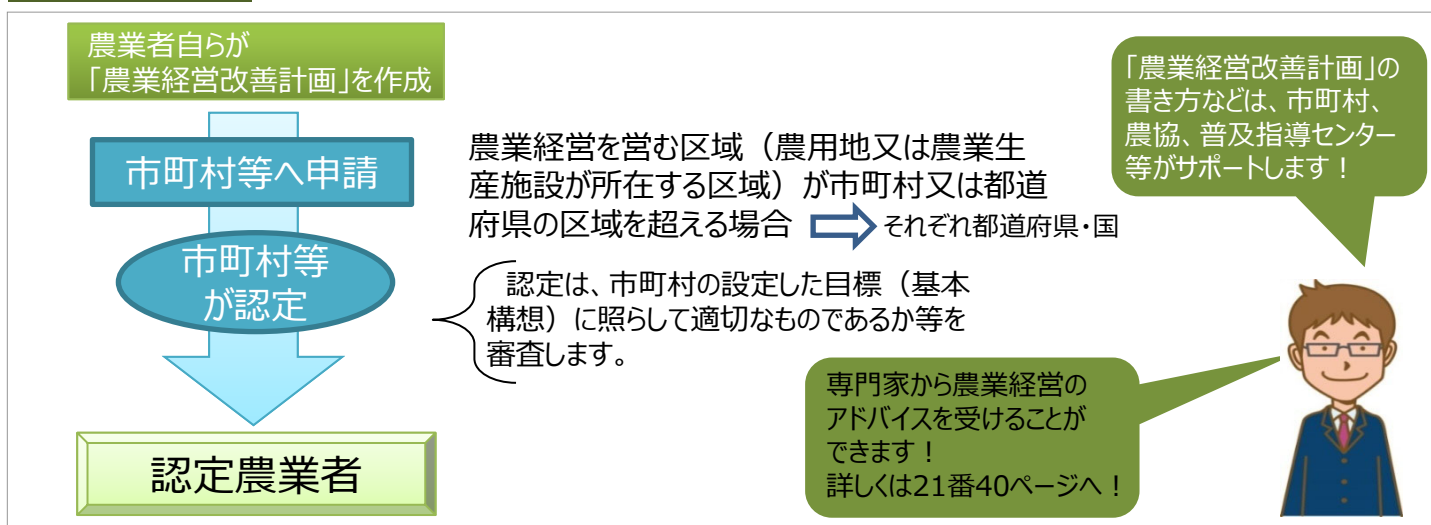
## 19 認定農業者になりたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村等の認定を受けることで、各種の支援を受けられます。

➤【認定農業者制度】

### 認定までの流れ



### 特徴

- ・ 自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模の大小を問わず、認定を受けることができます。
- ・ 認定の判断基準は、営農類型に関わらず「所得」で統一して判断します。
- ・ 5年後の所得目標が市町村の設定した目標を下回っていても、意欲的な経営改善の取組みにより将来的に市町村の設定した目標の達成が見込まれる場合は、認定を受けることができます。
- ・ 農畜産物の生産以外にも、加工・販売や6次産業化、作業受託等の収入も計画に含めることができます。

### 支援内容

認定農業者に認定されると以下のメリット措置を受けられます

- ◆ 経営所得安定対策
  - ・ 生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）
  - ・ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
 ➤➤ 36番 55ページへ
- ◆ 融資
  - ・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
  - ・ 農業近代化資金
 ➤➤ 24番 43ページへ
- ◆ 農業経営基盤強化準備金制度
 ➤➤ 35番 54ページへ
- ◆ 農業者年金の保険料支援
 ➤➤ 69番 110ページへ

### お問い合わせ先

- ・ 最寄りの市町村、都道府県、
- ・ 農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）

# 20 集落営農組織を活性化させたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等を支援します。

▶【事業名：集落営農活性化プロジェクト促進事業】

## 対象となる方

集落営農組織、都道府県、市町村 等



## 支援内容

### 1 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、ビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。

#### ○ビジョンづくりへの支援

集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

#### ○具体的な取組の実行への支援

- ① 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- ② 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】
- ③ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】
- ④ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

### 2 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

## お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL：03-6744-0576）

# 21 農業経営のアドバイスを受けたい

認 新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

都道府県が整備する経営サポート体制において、中小企業診断士や税理士などの専門家が、農業者に対して、農業経営に関するさまざまな課題や悩みを解決するためにアドバイスする取組を支援します。

【事業名：農業経営者サポート事業】

## 対象となる方

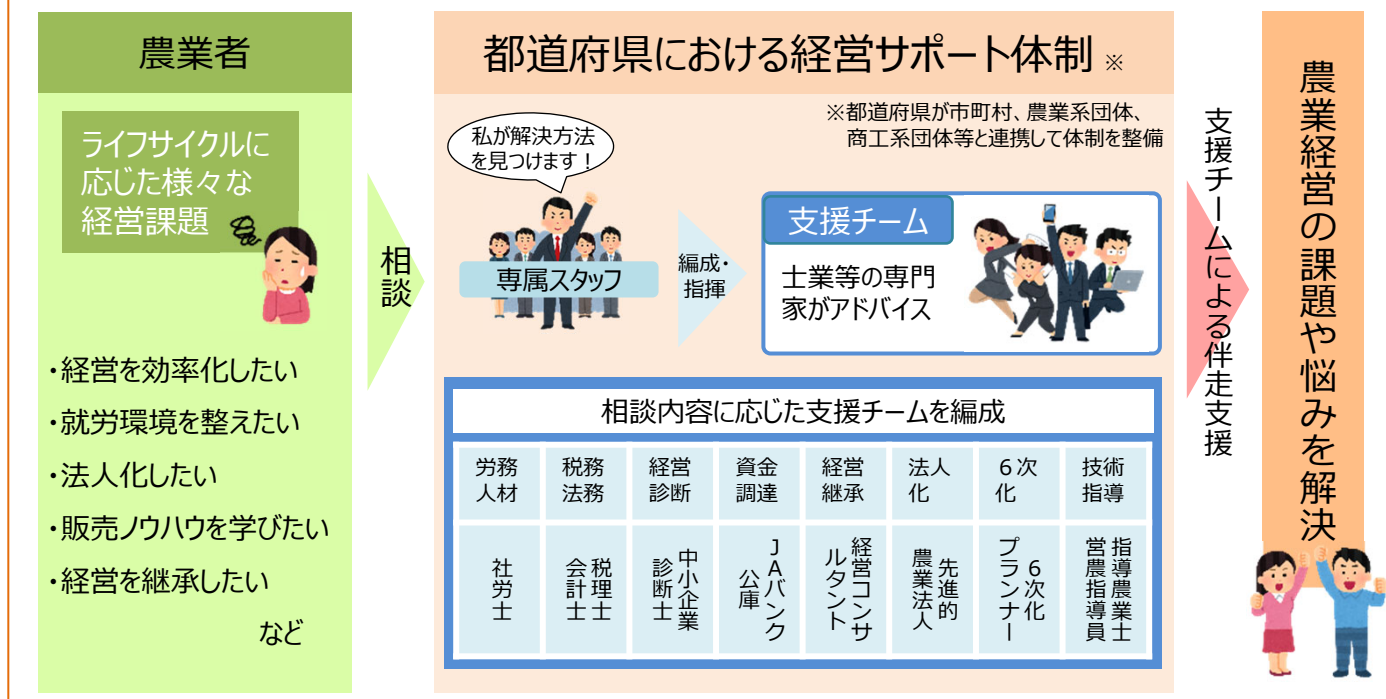
農業者、集落営農、農業又はその関連事業の経営改善を図る経営体

## 支援内容

農業者が抱える農業経営のさまざまな課題や悩みを解決するため、都道府県が整備する経営サポート体制において、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、指導農業士などの専門家による支援チームを編成して、個々の経営に対して伴走型で指導等を行う取組を支援します。（補助率：定額）

経営サポート体制は、都道府県が市町村、農業系団体、商工系団体などの機関・団体と連携して整備します。

## 農業経営者サポート事業



お問い合わせ先

・お住まいの都道府県  
 ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）

人と農地の問題の解決

人材を育成・確保

経営継承を支援

経営発展に向けた取組

資金の確保

機械・施設の導入

安定した農畜産物の生産

高付加価値化・輸出の取組

環境への取組

災害、収入減少への備え

その他の支援

# 22 中山間地域の所得向上を図りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

▶【事業名：中山間地域所得確保推進事業】

## 対象となる方

地方公共団体、農業者団体等

なお、中山間地域所得確保計画を作成し、次のいずれかの目標設定が必要。

- (1) 販売額の10%以上の増加 (2) 流通・コストの10%以上の削減

## 支援内容

中山間地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援

○中山間地域所得確保推進事業（定額助成：最大500万円/地区）

- ① マーケット調査  
国内市場、海外市場に関する調査を実施します。
- ② 消費者動向調査  
農産物、農産物加工品に関する動向調査を実施します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析  
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況を調査・分析し、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を実施します。
- ④ 生産・販売戦略の検討  
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を実施します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
- ⑥ 計画の実践（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）



マーケット調査、消費者動向調査



生産・加工・流通・販売分析



生産・販売戦略の検討

所得確保計画の関連事業に位置づけられると以下のメリット措置を受けられます。

- ◆ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（優先枠）  
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。
- ◆ 産地生産基盤パワーアップ事業（優先枠） **▶▶ 28番 47ページへ**  
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、面積要件を課さないこととします。
- ◆ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優先枠） **▶▶ 48番 70ページへ**  
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、地域全体の伸び率以上の取組をする場合に、規模拡大要件を緩和することとします。
- ◆ 鳥獣被害防止総合対策交付金（優先枠） **▶▶ 62番 102ページへ**  
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。

## お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県  
・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室中山間対策班（TEL：03-3501-8359）

# 23 青色申告制度のメリットについて知りたい

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

青色申告者には税制の特典があります。

【青色申告制度】

## 対象となる方

- 個人
- 法人

※青色申告を新たに始める方は、原則、個人はその年の3月15日までに、法人は事業年度開始の日の前日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

## 支援内容

青色申告者の主な特典は、次のようなものがあります。

特典	青色申告	白色申告
事業専従者給与 (個人のみ)	原則として全額必要経費算入	1人につき最高86万円を必要経費算入
申告控除 (個人のみ)	最高65万円(※)を所得金額から控除 (※) e-Taxによる申告又は電子帳簿保存の場合	控除はない
各種引当金の繰り入れ	貸倒引当金などの繰入れが可能	引当金の繰り入れは不可
減価償却の特例等	特定設備等の特別償却、税額控除措置	通常減価償却のみ
棚卸し資産の選択(個人のみ)	低価法の選択が可能	低価法の選択は不可
純損失の繰越控除	3年間の繰越控除が可能(法人は10年間)	特定の場合のみ(災害による事業用資産の損失)繰越控除が可能
純損失の繰戻し	前年に繰戻して、前年分の所得税額を還付	還付不可

## お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制グループ (TEL：03-6744-2143)  
(特典の詳細い内容については、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。)